

阿賀野市ふるさと納税 返礼品提供事業者募集要項

1. 趣旨

ふるさと納税をさらに推進し、地元特産品等の PR 及び販路拡大などによる地元企業等の活性化を図るため、ふるさと納税制度を活用して寄附をした市外在住者に対して、地元特産品等をふるさと納税返礼品として送付いただける事業者（以下、「提供事業者」という）を募集します。

2. 提供事業者の要件

次に掲げる要件を全て満たす事業者とします。

- （１）原則として、阿賀野市内に事業拠点（本店、支店または営業所等）を有する事業者であること。
- （２）市税の滞納がないこと。
- （３）代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員または同法第 2 条に規定する暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

※ 上記の要件に全て適合しても、市が適当でないと認める場合は、選考に参加できないことがあります。

3. 提供する返礼品

次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- （１）市の魅力を発信する商品・サービスであり、地域産業の振興につながる要素をもっていること。
 - （２）平成 31 年総務省告示第 179 号第 5 条各号のいずれかに該当する地場産品であること。
- ※ 別紙 1 参照
- （３）受注後速やかに郵送、宅配便等で発送できる商品であること。
- また、飲食物については、到着後原則 5 日以上のお賞味または消費期限が保証されること。
- （４）品質及び数量の面において、安定供給が見込める商品であること。ただし、期間限定や数量限定とする場合は、供給可能期間や数量を事前に定めた上で取り扱うこととする。
 - （５）公序良俗に反しないもの。

※ 商品は「単品」「詰合せ」のいずれでも可とし、また、複数の企業・団体または個人業者による共同開発の商品またはサービスの提案も可とします。

4. 提供事業者の費用負担

- （１）返礼品代（梱包代を含む）や送料は原則として市が負担します。
- （２）寄附者または寄附者が指定した届け先（以下、「寄附者等」）からの商品の品質等のクレームにより、商品の回収及び再配送を行った場合にかかる費用は、提供事業者の負担とします。ただし、宅配業者の瑕疵による場合はこの限りではありません。
- （３）代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本市は一切負担しません。

5. 提供価格

返礼品の価格には、梱包代、消費税等を含みます。

提供価格は寄附金額の 3 割以内とし、寄附金額は 5,000 円以上で 1,000 円単位とします。

なお、寄附金額は市で設定します。

6. 返礼品の発送、納品について

- (1) 発送は提供事業者が行うこととし、寄附者等から指定がない限り、市からの発注後約 1 週間以内に発送してください。
- (2) 品質を保持したまま寄附者等に届けることができる方法で発送してください。
- (3) 発送の際に提供事業者のパンフレット等の同梱も可とします。
- (4) 発送日の調整等、寄附者等と連絡をとる必要が生じた場合の対応も原則提供事業者が行ってください。

7. 申込方法

(1) 電子申請システムによる申込

市ホームページ内の電子申請システムから「ふるさと納税返礼品提供事業者参加申込」（初回のみ）、「ふるさと納税返礼品提供申込」を選択し申込してください。

(2) 書面による申込

様式 1「阿賀野市ふるさと納税提供事業者参加申込書」（初回のみ）、様式 2「阿賀野市ふるさと納税返礼品提供申込書」に必要事項を記入し、阿賀野市総務部市長政策・市民協働課まで持参、郵送、メール又は FAX により提出してください。

8. 受付期間

随時

9. 選考について

上記要件に照らし合わせた上で、返礼品として適正と認められるか総合的に判断し選考を行い、市から県を通じて総務省へ確認後、返礼品としての採用の可否を通知します。

10. 返礼品として採用された場合

(1) 取り扱い開始時期：申込日より 1 週間から 1 か月程度

※ 様式 3「阿賀野市ふるさと納税返礼品提供取下げ申出書」が提出されるまでは、「3. 提供する返礼品」の要件等に変更がある場合を除き、返礼品としての取り扱いは続くものとします。

(2) ポータルサイト等への掲載について

ふるさと納税ポータルサイト及び市が作成するパンフレット等に返礼品情報（内容、画像、事業者名など）を掲載します。なお、掲載作業は市が行います。

（３）その他

ポータルサイト等の作成にあたり、商品サンプルの無償提供を求める場合があります。食品等は原則お返しできませんのでご了承の上、ご協力をお願いいたします。

1 1．個人情報に関する法令等の遵守

提供事業者は、返礼品等の受注及び発送に係る寄附者等の個人情報について、阿賀野市個人情報保護法施行条例及び関係法令を遵守し、適切に管理してください。なお、寄附者等の個人情報は、返礼品等の発送以外の目的に使用しないでください。また、第三者に漏らさないでください。

1 2．報告義務

次のいずれかに該当するときは、速やかに市へ報告してください。

- （１）返礼品の発送に遅延が生じるとき。
- （２）返礼品が販売中止、または終了となる恐れが生じたとき。
- （３）返礼品の品質に関して、寄附者等から苦情等があった場合や発送過程で事故等の問題が生じたとき。
（この場合には、真摯に対応し解決に努め、内容を市へ必ず報告してください）
- （４）返礼品提供申込書の記載事項に変更が生じたとき。
（主な原材料の産地や製造地、内容量の変更等）

1 3．取り扱いの取り消し

提供事業者は、返礼品が次のいずれかに該当することが判明したときは、取り扱いを取り消すものとします。

- （１）申込内容に虚偽があったとき。
- （２）本要項に定める要件を満たさなくなったとき。
- （３）ふるさと納税に関わらず、市及び寄附者等に損害を及ぼす行為があったとき。

1 4．その他

- （１）返礼品提供事業者参加申込書や返礼品提供申込書等提出いただいた書類は返却しません。
- （２）提供事業者や返礼品に関して、市が必要と認めるときは調査（実地調査を含む）を行うことがあります。
- （３）この要項に記載のない事項については、双方での協議の上、対応させていただきます。

1 5. 提出先及び問合せ先

〒959-2092 阿賀野市岡山町 10 番 15 号

阿賀野市総務部市長政策・市民協働課 秘書広報広聴係

TEL 0250-62-2510（代表） FAX 0250-62-0281

E-mail furusato@city.agano.niigata.jp

最終改定日：令和 7 年 4 月 15 日